



佐賀県公報

平成19年
1月5日
(金曜日)
第12850号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を

改正する規則

(一・母子保健福祉課)

一

告示

○救急病院の認定

(一・医務課)

一

○結核予防法に基づく指定医療機関の辞退

(二・健康増進課)

二

○結核予防法に基づく医療機関の指定

(三・")

二

○指定施設要件変更予定保安林

(四・森林整備課)

二

○道路の区域の変更

(五・道路課)

三

○道路の供用開始

(六・")

三

○道路の区域の変更

(七・")

四

○道路の供用開始

(八・")

四

○")

(九・")

四

公告

○開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進)

四

公布された規則のあらまし

○児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則(規則第一号)

1 児童福祉法が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。(第一条〜第三条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第一号

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則(昭和五十五年佐賀県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八項」を「第七項」に改める。

第二条第一項及び第三条第一項中「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

◎佐賀県告示第一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成十九年一月五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	備考
諸隈病院	佐賀市水ヶ江二丁目六番二二号	平成一八年一月二四日から平成二二年十二月二三日まで	

●佐賀県告示第二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成十九年一月五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	辞退年月日
酒井医院	佐賀市水ヶ江一丁目八番五号	平成一七・一二・二九
江口医院	佐賀市神野東一丁目五番一号	平成一七・一二・三一
西島皮膚科医院	佐賀市大和町大字尼寺二六七一番地二	平成一八・一・三一
ひょうごクリニツク	佐賀市兵庫南三丁目一四番一八号	平成一八・二・二八
せふり薬局	神埼郡脊振村大字広滝五三二番地五	平成一七・一二・二九
脊振村国民健康保険診療所	神埼郡脊振村大字広滝四六二番地	平成一八・三・一九
大石外科医院	鳥栖市田代本町八八二番地一	平成一八・一・三一
西村医院	唐津市厳木町牧瀬七七番地二一	平成一七・一二・三一
さらさ薬局唐津店	唐津市西城内六番八号	平成一八・二・二八
加藤眼科医院	唐津市南城内二番一〇号	平成一八・三・二一
有限会社やすみせ薬局	伊万里市山代町立岩四一二番地四	平成一八・一・一七
西有田共立病院	西松浦郡西有田町大木乙二四八五番地三	平成一八・二・二八
武雄市立武雄市民病院	武雄市武雄町大字富岡一一〇八三番地	"
ヨウメイ堂薬局	嬉野市嬉野町大字下宿乙一六二番地一一	"

●佐賀県告示第三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、指定医療機関として次のものを指定した。

平成十九年一月五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
江口医院	佐賀市神野東一丁目五番一号	平成一八・一・一
溝上薬局大財店	佐賀市大財一丁目八番三九号	"
医療法人西島皮膚科医院	佐賀市大和町大字尼寺二六七一番地二	平成一八・二・一
なかしま小児科	佐賀市兵庫町大字瓦町一〇九六番二号	平成一八・三・一
溝上薬局西小路店	小城市小城町一九四番地一五	平成一八・一・一
せふり薬局	神埼郡脊振村大字広滝三三七番地六	平成一八・一・四
神埼市国民健康保険脊振診療所	神埼市脊振町広滝四六二番地	平成一八・三・二〇
大石クリニツク	鳥栖市田代本町八八二番地一	平成一八・二・一
さらさ薬局唐津店	唐津市西城内六番八号	平成一八・三・一
加藤眼科医院	唐津市西城内六番四三号	平成一八・三・三
有田共立病院	西松浦郡有田町立部乙二四八五番地三	平成一八・三・一
武雄市立武雄市民病院	武雄市武雄町大字富岡一一〇八三番地	"
とがし歯科医院	鹿島市大字納富分二九一九番地九	平成一八・二・一
ゆうあいクリニツク	鹿島市大字高津原二九六二番地一	平成一八・二・二
ヨウメイ堂薬局	嬉野市嬉野町大字下宿乙一六二番地一一	平成一八・三・一
北方ニコイ薬局	杵島郡北方町大字志久一五六八番地三	平成一八・一・一
ひだか歯科	藤津郡太良町大字多良一番地一九	平成一八・二・一四

●佐賀県告示第四号

次の保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三に

において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年一月五日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊万里市、鹿島市、神崎市、神埼郡吉野ヶ里町、藤津郡太良町（以上三市二町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- 二 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- 三 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木

の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●佐賀県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年一月五日から平成十九年二月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月五日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		
	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
武雄市武雄町大字昭和七八八番 地先から 武雄市武雄町大字永島字五本松 一五六七二番一地先まで	区	一七・八	一、三二四・九
	間	一〇・九	
武雄市武雄町大字昭和七八八番 地先から 武雄市武雄町大字永島字五本松 一五六七二番一地先まで	前	一七・八	一、三二六・一
	後	一一・〇	

●佐賀県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年一月五日から平成十九年二月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄白石線	武雄市武雄町大字昭和七八番地先から 武雄市武雄町大字永島字五本松一五六七二番一地先 まで	平成一九・一・一五

●佐賀県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年一月五日から平成十九年二月五日まで佐賀県交通部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		変更前後の別	区域	
	区	間		幅員メートル	延長メートル
県道 武雄白石線	武雄市武雄町大字永島字幸牟田一六五〇六番三地先から	武雄市武雄町大字片白字片白八九四三番地先まで	後	五〇・一 七・一	一、六四七・九
	武雄市武雄町大字永島字幸牟田一六五〇六番三地先から 武雄市橘町大字片白字片白八九四三番地先まで		前	二一・〇 五・二	一、六五四・〇

●佐賀県告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年一月五日から平成十九年二月五日まで佐賀県交通部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄白石線	武雄市武雄町大字永島字幸牟田一六五〇六番三地先から 武雄市橘町大字片白字片白八九四三番地先まで	平成一九・一・一五

●佐賀県告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年一月五日から平成十九年二月五日まで佐賀県交通部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	伊万里市大坪町字戸次郎谷丙二〇三番二地先から 伊万里市大坪町字前山乙五二六三番一地先まで	平成一九・一・一五

○ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年1月5日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

神埼郡吉野ヶ里町豆田字松角2100番8、2101番1、2102番1、2103番1及び2103番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀市多布施四丁目20番16号
有限会社やかた商事

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年一月五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷